

町県民税（4期）
12月は 国民健康保険税（6期）の納付月です。
介護保険料（6期）
後期高齢者医療保険料（6期）

『納付期限は12月28日（月）』

口座振替のかたは、12月25日（金）に口座引き落としをしますので、預金残高等の確認をお願いします。

町税滞納処分の公表

長島町の平成20年度の税徴収率は、前年度比1.02ポイント減少の92.9%、町税の滞納累計額は約8万1千円となり、税源移譲等により町税滞納者が増える傾向にあります。

町では、自主財源確保と税の公平性確保のため、納税の誠意が認められない人には、国税徴収法第47条および地方税法に基づき、財産調査を実施し、差押え（預金・給与・不動産等）を行うなど厳正な姿勢で滞納処分に臨んでいます。

平成19年度からは、国税局OBを滞納整理指導員として雇用し、町税滞納の徴収を強化しています。これまでの滞納整理（債権差押等）は、次のとおりです。

平成20年度

預貯金	25件	1,071,853円
国税還付金	9件	212,566円
出資金	8件	989,000円
給与	4件	389,900円
報酬	1件	266,668円
計	47件	2,929,987円

平成21年度（H21.12.8現在）

預貯金	92件	2,168,098円
国税還付金	3件	85,020円
出資金	8件	179,854円
給与	1件	160,300円
報酬	6件	787,880円
計	110件	3,381,152円

12月 町税完納月間

軽自動車税、固定資産税、町県民税、国民健康保険税および介護保険料、後期高齢者医療保険料と、それぞれの税目ごとに納税組合長を通じて納付書を送付しておりますが、12月28日（月）が最後の納付期限となります。

町では、12月を「町税完納月間」と定め、町税の確保に努めています。

各納付期限分が未納となっている人のお宅には、「町税催告書」を送付し、税務職員が戸別に納税相談にお伺いする予定です。

納税は、社会の基本的なルールです。自ら進んで12月の「町税完納月間」に納付していただきますようお願いいたします。

ます。

国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料は社会保険料の控除対象です。

国民健康保険税と介護保険料、後期高齢者保険料は、平成21年分の確定申告または年末調整での社会保険料控除の対象となります。

ただし、平成21年1月1日から12月31日までに納付された額だけが控除対象となります。

証明書は、税務課で発行します。手数料は無料です。

なお、平成22年1月1日以降に納付された場合は、平成22年分の控除対象となりますのでご注意ください。

償却資産の申告を！
申告は平成22年2月1日（月）までに

法人や自営業者等で、その事業の用に供する償却資産（家屋として課税される建物、自動車および軽自動車、小型特殊自動車および二輪の小型自動車等は除く）の所有者は、毎年1月1日現在における償却資産について、その所在・種類・数量・取得時期・取得価格・耐用年数・見積価格など、償却資産課税台帳の登録および価格決定に必要な事項を、2月1日（月）までに償却資産の所在地の市町村長に申告しなければなりません。期限内申告にご協力ください。